

- (5) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取れること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取れることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (6) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて
- ① 本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例1号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事に専任で配置しなければならない。
- イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に關し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事に専任で配置しなければならない。
- エ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に關し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。
- オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔確認できるものとし、CCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他システムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。
- (i) 当該建設業者の名称および所在地
- (ii) 主任技術者又は監理技術者の氏名
- (iii) 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- (iv) 各建設工事に係る次の事項
- (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
- (ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）
- (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
- (ニ) 工事現場間の移動時間
- (ホ) 下請次数
- (ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験【実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載】
- (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
- (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器
- キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- ク 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ）～キ）の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項ア）～ク）の事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（COLINS）への登録を行うこと。
- (7) 建設業法第26条第3項2号の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技術士補又は一級施工管理技術士の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）
- オ 特例監理技術者が兼務できる工事は京都市及び宇治市の工事であなければならない。
- カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（COLINS）への登録を行うこと。

- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ① この工事において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

- (9) 工事成績判定について
- この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績判定要綱（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績判定の対象工事である。

~~特例2号工事に対する取扱いの実施について~~

- ~~本工事は、コリンズシステムが定める実施対象工事である。~~
- ~~① コリンズシステムとは、発注者からの契約・協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答を行う方針とするものである。ただし、緊急事態が顕著な場合には、いつまでに回答が必要なのかを発注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にする場合もあるものとする。~~
- ~~② 発注者は、実施工程表の提出に際して、作業開始の遅延・短縮等工事の進捗状況等を把握できる。~~
- ~~③ 監理技術者等が本工事について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~④ 発注者は、工事完了後において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程とを比較照査し、差異が生じた場合は速やかに改善に向けて監督職員へ報告すること。~~

- (11) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について
- 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、経理責任者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

- (12) 週休2日促進工事の実施について
- ① 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。

- ② 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- ア 「週休2日」とは、工期全体で4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。
- イ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による1日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- ③ 全体で4週8休以上の現場閉所の達成は、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。
- また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。
- ④ 受注者は工事着手前に、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を提出する。変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、受注者は、施工期間、施工時間等について、監督職員と協議の上、実施するものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- ⑤ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所の日数を確認する。
- ⑥ 明らかに受注者側に週休2日に取り組み姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績判定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ⑦ 本工事は週休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

- (13) 質疑等について
- ① 「設計図書に対する質疑書」の提出期限及び方法（質疑のない場合は提出不要。）
- 京都大学ホームページに記載の本書指定「質疑書（設計図書）様式」（京大について＞調達情報＞建設・工事等＞入札情報）に記入のうえ、令和8年10月1日17時まで京都大学宇治地区事務部施設環境課へ持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が残る方法で、提出期限までに到達するものに限る。）により提出するとともに、当該質疑等のExcelデータと同課（uji.envsafe@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）へ件名に工事名・会社名を明記のうえ、電子メールにて送信すること。
- なお、書面を持参又は郵送せず、電子メールのみにより提出された質疑は受け付けられないものとする。

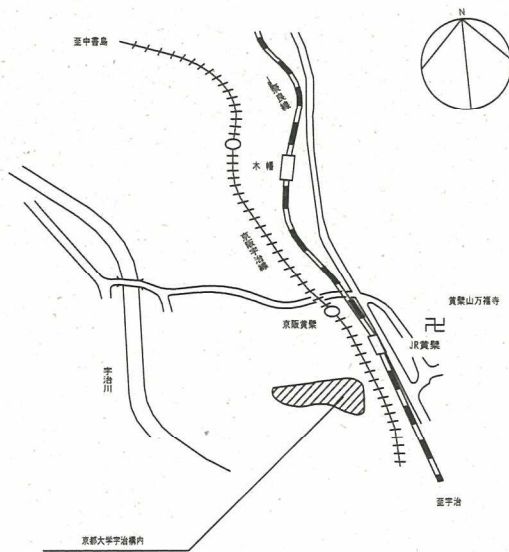
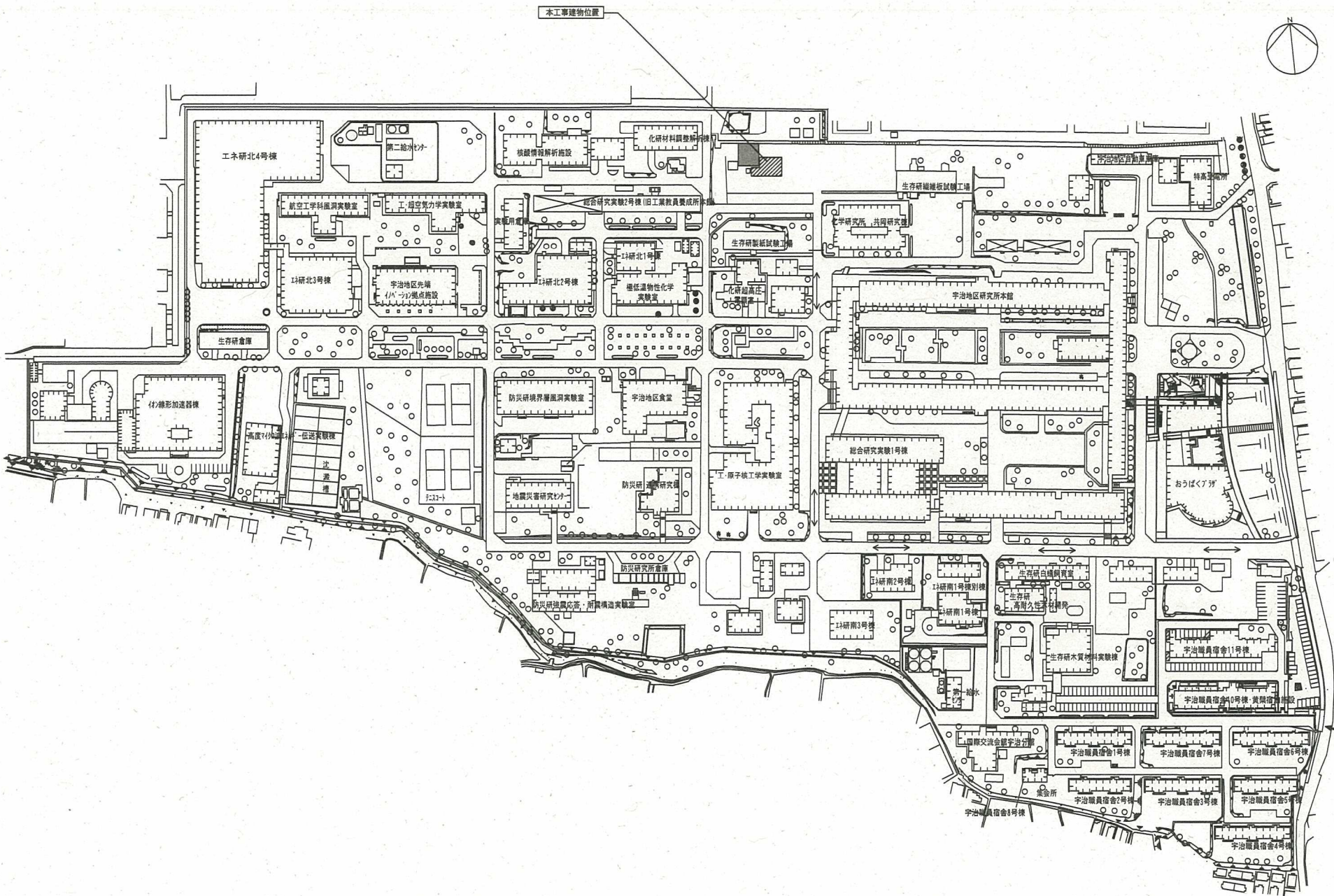
- ② 「設計図書に対する質疑書」の回答の閲覧期間及び場所
- 令和8年10月5日から開札の日まで
- 京都大学ホームページ（京大について＞調達情報＞建設・工事等＞入札情報）及び京都大学宇治地区事務部施設環境課にて閲覧に供する。

3枚のうち 2号	課 長	課長補佐	掛 長	設 計
現 場 説 明 書				

現場説明付記事項

- 1 工事施工上の注意事項
- 1) 車両通行経路は、図示の通りとし監督職員と協議の上、誘導員等を配置し、交通整理を行うこと。工事車両は周辺道路上での違法駐車は行わないようにし、また路上に縦列待機させることも行わないこと。
 - 2) ~~工事用地は図示の範囲とし、危険防止のため観覧者以外の出入りができないようにすること。~~
~~また、工事関係車両（運動車両を含む）は工事用地内に駐車することとし、構内の駐車エリア、道路及び空地への駐車は行わないこと。~~
 - 3) 学校行事・近隣地区行事を考慮して工事計画を立てること。
 - 4) 撤去工事その他で大きな音、振動等が生じる場合は、あらかじめ監督職員に日時を連絡し、承諾を得て工事を進めること。また、施工中の防音対策を十分に検討し行うこと。
 - 5) 教職員、学生等の通行が頻繁なため、構内車両通行には十分注意するよう指導を行うこと。
 - 6) ~~場内文化財を発見した時は、ただちに工事中止し、監督職員の指示を受けること。~~
 - 7) ~~工事場内に火災予防のため適切な数量の消火器を設置するとともに、工事関係者に対し、火災等の取り扱いに十分注意するよう指導を行うこと。~~
 - 8) ~~地中埋設物を発見した時は、監督職員と協議の上撤去し、適正処分すること。~~
 - 9) 工事用地は、工事完成時には現状に復帰して返還すること。
 - 10) 構内実施中、又は実施が決定した他工事の業者と連絡調整を密に行い、安全かつ円滑な工事の実施に努めること。
 - 11) 作業時間は、午前8時30分から午後5時を原則とする。
 - 12) 構内における喫煙については、監督職員と協議のうえ、健康増進法（平成十四年法律第百三号）に基づく受動喫煙対策を講ずること。

- 2 工事中の構内安全対策について
- 工事中の構内安全対策については、下記事項を十分留意した上、具体的な安全対策等を立案し、監督職員と協議の上、承諾を受けるものとする。
- 1) ~~監督職員と協議の上、構内道路に工事予告板・警戒標識板・交通規制標識板・工事表示板・案内板等を設置し、常に良好な状態に保つこと。~~
 - 2) ~~掘削時等で危険な状態となる箇所には、安全帯、工事中表示板（点滅灯付）を、夜間は保安灯及び赤色回転灯を設置し、安全な状態を確保すること。~~
 - 3) 構内通行の安全及び騒音防止のため工事用車両は徐行すること。
 - 4) 大型車両の構内通行に際し、地中埋設物、マンホール等は必要に応じ養生を行うこと。
 - 5) 大型車両による作業の場合は必要に応じて交通整理員を追加増員し、誘導・交通整理等により構内の安全確保に努めること。
 - 6) 仮囲いの設置に伴い視認性の確保ができない場合は、常夜灯及びコーナ部に透明パネルを設置するなど安全確保に努めること。



案内図 No Scale

宇治構内配置図 A3 : S=1/2000

凡 例	
記 号	内 容
	本工事建物
	工事用車両進入経路
	工事用地

3枚のうち 3号	課 長	課長補佐	掛 長	設 計
現 場 説 明 書				

京都大学（宇治）DASH植物育成サブシステム空調設備改修工事

図面記号	図面番号	図 面 名 称	縮 尺 A 3
1 / 6	M-01	表紙・図面リスト	—
2 / 6	特-01	特記仕様書（1）	—
3 / 6	特-02	特記仕様書（2）	—
4 / 6	M-02	配置図・付近見取り図	1/1600
5 / 6	M-03	機器表	—
6 / 6	M-04	平面図	1/100

工事名 京都大学（宇治）DASH植物育成サブシステム空調設備改修工事		令和 8 年 7 月		6 枚の内 1 号	図面番号 M-01
		課 長	課長補佐	掛 長	設 計
表紙・図面リスト		縮尺 A3：—			 
京都大学宇治地区事務部					

京都大学（宇治）DASH植物育成サブシステム空調設備改修工事

I 工 事 概 要

1. 工事場所

京都府宇治市五ヶ庄（京都大学宇治地区構内）

2. 完成期限

令和9年3月31日（水曜日）

3. 建物概要

建 物 名 称	DASH植物育成サブシステム	
工 種	模様替え	
構 造	S	
階 数	地上1階	
建築基準法による	建築面積 (㎡)	176
	延べ面積 (㎡)	176
消防法施行令別表第一の区分	(7) 項	
改 修 面 積 (㎡)	176	
備 考		

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

建物及び屋外	工 事 種 別	
● 空気調和設備	一式	
○ 換気設備		
○ 排煙設備		
● 自動制御設備	一式	
○ 動力設備		
○ 給水設備		
○ 排水設備		
○ 給湯設備		
○ 消火設備		
○ ガス設備		
○ ヘリウム回収設備		
● 撤去工事	一式	

5. 指定部分

● 無 ○ 有 対象部分（ 年 月 日 ）

指定部分工期

6. 概成工期

● 無 ○ 有 令和 年 月 日（ 曜 日 ）

（第1編1.1.2） 〔第1編1.1.2〕

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	● マルチパッケージ形空気調和機
主要熱源機器	
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式
給水方式	○高置タンク方式 ●構内本管直圧方式 ○直結増圧方式 ○圧力給水方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○合流式 ●分流式） ポンプ排水 ○有（○汚物 ○雨水 ○湯水） ●無 排水槽 ○有（ ） ○無 建物外放流先 （1）汚 水 ●構内排水管 （2）雑排水●構内排水管
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結配水設備 ○連結給水配管 不活性ガス消火設備 ○（ハロン消火設備）
ガスの種類	○都市ガス（種別13A、高圧発熱量45.0MJ/m ³ 前、低圧発熱量 40.0MJ/m ³ 前） 供給圧力 2kPa、一般ガス導管事業者名 大阪ガス（株） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

II 工 事 仕 様

1. 共通仕様

(1) 国立大学法人京都大学契約事務取扱要領（平成16年4月1日財務担当理事議定制定）別記1の工事請負契約基準、現場説明書、設計図書141枚及び本特記仕様書3枚によるほか、●印の付いたものを適用する。

● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）

● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版）（以下「標準図」という。）

● 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和7年版）（以下「文科仕様書」という。）

● 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成31年版）（以下「文科標準図」という。）

● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準仕様書」という。）

● 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

● 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）（以下「標準図」という。）

● 工事写真撮影要領（令和5年9月）

(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、建築工事の特記仕様書は（ ）図、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

2) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。

3) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。

4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項 目	特 記 事 項																		
● 一 般 共 通 事 項	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (V ₀ = m/s) 地表面粗度区分 () ○ 積雪荷重 建設省告示第145号における区域 別表 () この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。 <table><tr><th>項 目 名</th><th>電気保安技術者</th></tr><tr><td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>2. 1級電気工事施工管理技術士の資格を有する者</td><td>●</td></tr><tr><td>3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td><td>○</td></tr><tr><td>4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td><td>○</td></tr><tr><td>5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td><td>○</td></tr><tr><td>6. 第1種電気工事士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>7. 第2種電気工事士の資格を有する者</td><td>○</td></tr><tr><td>8. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td><td>○</td></tr></table> 工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。	項 目 名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●	2. 1級電気工事施工管理技術士の資格を有する者	●	3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	6. 第1種電気工事士の資格を有する者	○	7. 第2種電気工事士の資格を有する者	○	8. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○
項 目 名	電気保安技術者																			
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●																			
2. 1級電気工事施工管理技術士の資格を有する者	●																			
3. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																			
4. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																			
5. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																			
6. 第1種電気工事士の資格を有する者	○																			
7. 第2種電気工事士の資格を有する者	○																			
8. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	○																			
● 施工条件		この工事現場では、次の施工条件による。 ・本建物は使用しながらの工事となるため、漏水対策ならびに、出入口等の使用に考慮した安全対策を講ずること。 ・本工事建物周囲には、研究棟や住宅等が立地することを十分認識し、周辺への影響に配慮すると共に、安全にも十分配慮すること。 ・工事用地および工事用地周辺において適切な養生・清掃を行うこと。また、工事車両の搬出入時などに周辺道路等を汚損、破壊等した場合は速やかに対応すること。 ・騒音・振動・粉塵の発生する作業は、低騒音・低振動・低粉塵工法を採用すること。 ・騒音・振動・粉塵の発生する作業は、監督職員と協議すること。 ・臭気が発生する作業は、周囲に対して影響が少ない工法を採用すること。 ・学校行事・近隣地区行事を考慮して工事計画を立てること。 ・その他、学内行事等による作業の中止については、監督職員と協議すること。 ・工事車両の通行は交通整理員を配置する等、安全対策を講ずること。 ・その他建物内や敷地周囲に影響があると思われる作業については、監督職員と協議を行い進めること。 ・工事用地は、工事完成時には原状に復帰して返還すること。 ・工事用地内の環境美化（草刈り等）に努めること。 ・構内実施中、又は実施が決定した他工事の業者と連絡調整を密に行い、安全かつ円滑な工事の実施に努めること。 ・構内における環境については、監督職員と協議の上、健康増進法（平成十四年法律第百三号）に基づく受動喫煙対策を講ずること。 ・工事の実施期間については監督職員と協議すること。																		
● 環境への配慮		(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合金、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑性を無く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。																		
● 機材の品質等		(第1編1.4.2) 〔第1編1.4.2〕																		

○ 機材の検査等

機材の検査に伴う試験
(第1編1.4.5～6)
〔第1編1.4.5～6〕

● 施工調査

〔第1編1.5.1～3〕

○ 技能士

(第1編1.5.2)
〔第1編1.6.2〕

● 施工の検査等

検査に伴う試験・立会い等
(第1編1.5.4～6)
〔第1編1.5.5～7〕

● 技術検査

(第1編1.6.2)
〔第1編1.7.2〕

● 完成時の提出図書

(第1編1.7.1～5)
〔第1編1.8.1～6〕

● 石綿含有材料の事前調査

● 他工事又は他工種との取り合い

○ 電動機

(第2編1.2.1)
〔第2編1.2.1〕

● 電源周波数

○ 容量等の表示

● 総合試運転調整

調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
● 漏洩試験 ○ 水量調整 ● 室内外空気の温度の測定
○ 室内汚染及びじんあいの測定 ● 騒音の測定
○ 飲料水の水质の測定（16項目1検体）
○ 雑用水の水质の測定 ● その他監督職員が指示する項目
○ 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。（別建築工事）
○ 本工事で設置する。（号図参照）
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の⑵「手すり設置方式又は⑶「手すり先行専用足場方式」により行う。
○ 内部足場（○ E 種 ○ 種） ○ 外部足場（○ A 種 ○ C 種）

監督職員が行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。

機 材 名	検 査	試 験	備 考
空冷ヒートポンプエアコン	●	○	外観検査
	○	○	
	○	○	

事前調査 ●本工事 ○別途
調査内容 ●既存資料調査
調査項目 ●既存資料調査
調査範囲 ○図示 ○
調査方法 ○図示 ○

下記の職種及び作業に適用する。
○配管（配管工事） ○建築板金（ダクト製作及び取付）
○熱絶縁施工（保温工事）
○冷凍空調機器施工（リフト・ユニット、パナソニック型空調機と機工事の組付及び整備）
下記の施工部分は、監督職員の検査・立会いに伴う試験を受ける。

施 工 部 分	検 査	立 会	試 験	備 考
総合試運転調整	●	○	○	
各種機器、架台組付	●	○	○	
隠ぺい部の配管・ダクト	●	○	○	
保温、塗装	●	○	○	
アンカーボルトの引張試験	●	○	○	実施方法、実施箇所等詳細の上記を

○ 養生

(第1編1.3.10)

○ 掘め戻し土・盛土

(第2編4.2.1)
〔第2編7.1.1〕

○ 建設発生土の処理方法

(第2編4.2.1)
〔第2編7.1.1〕

● 削掘措置

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備設置設計施工指針(2014年版（独立行政法人建築研究所監修）)による。
(1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地盤力は、機器の質量（自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数 1.0 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度				
機器種別	●特定の施設	○一般の施設	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	2.0	2.0	2.0	1.5
	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	1.5	1.5	1.5	1.0
	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	1.0	0.6	0.6	0.4
	1.0	1.0	1.0	0.6
	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水櫃類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次にによる。
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
(2) 設計用鉛直地盤力は、設計用水平地盤力の1/2とする。
(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径90 S u以下（○ S A S 3 2 2 を満足した継手 ○ ）
(2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要（ ）

● 配管

(第2編第2章)
〔第2編第2章〕

<第2編1.1.1>
<第2編2.1.1>

○ 地中埋設標準

(第2編2.7.1～3)

○ 絶縁継手

(第2編2.2.12)
〔第2編2.2.1〕

● 試験

(第2編2.8.1～5)
〔第2編2.7.1～5〕

● 保温

(第2編3.1.1～6)
〔第2編3.1.1～3〕

● 塗装

(第2編3.2.1)
〔第2編3.2.1〕

● 電線類

(第2編4.7.1)

● 既存躯体への穿孔

〔第2編5.2.1〕

○ 図示による ● 下記による

室内の施設機器等には養生を施し、保護すること。
室内は、騒音ビニル壁及び床養生等により、施設の汚損及び埃等の拡散を防止するとともに、工事作業エリアと非作業エリアを区分すること。
廊下、階段、エレベータ等の作業動線には養生を施すこと。

○ 掘切り土の良質土 ○ 山砂の類
以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。
○ 埋設されるもの
○
○
○ 構内敷きならしとする。 ○ 構外に搬出し、適切に処分する。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備設置設計施工指針(2014年版（独立行政法人建築研究所監修）)による。
(1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地盤力は、機器の質量（自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数 1.0 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度				
機器種別	●特定の施設	○一般の施設	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	2.0	2.0	2.0	1.5
	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	1.5	1.5	1.5	1.0
	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	1.0	0.6	0.6	0.4
	1.0	1.0	1.0	0.6
	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水櫃類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次にによる。
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
〔名称：、記号：〕 〔名称：、記号：〕
(2) 設計用鉛直地盤力は、設計用水平地盤力の1/2とする。
(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径90 S u以下（○ S A S 3 2 2 を満足した継手 ○ ）
(2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要（ ）

図示の位置に取り付ける。

既設配管を含む部分の試験○要（方法及び圧力：製造者の標準仕様による）
●不要

標準仕様書第2編によるほか次にによる。ただし、各工事項目で別に指定されたものを除く。
○多選箇所は下記による。
室名：
○共同構内の保温種別は下記による。
ダクト： 配管：
○外気取入ダクト、排気ダクト（排気ダクトは外壁部より1m以内とする）

次の露出配管は、塗装又は絶縁の仕上げとする。
●屋外：●すべて（●指定色塗装 ○ ）
○金属電線管 ○滑溜塗料/仕上げ（付着量300 g/m²以上）
○指定色塗装
●屋内：●すべて（●指定色塗装 ○ ）
ただし、次の部分を除く。
埋設されるもの、ただし、防食塗装部分を除く。
垂設めき以外のもき仕上げ面、垂設めきされたもので常時隠蔽される部分
垂設めきされた鋼製架台及び支持金物類
樹脂コーティング等を施したもので、常時隠蔽される部分
特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面
アルミニウム、ステンレス、銅、溶融亜鉛アルミニウム-亜鉛鉄板、カラー亜鉛鉄板
機械室内・電気室内の垂設めきされた露出ダクト及び露出配管（金属電線管を含む）
合成樹脂カバークラビ仕上げの配管
屋上の垂設めきされた金属電線管

電線及びケーブルはエコマテリアル仕様とする。

穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属製により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
○定置式埋設物調査 ●放射線透過検査
○その他監督職員の承認を受けた方法

工事名

京都大学（宇治）DASH植物育成サブシステム空調設備改修工事

特記仕様書（1）

縮尺
A3：－

令和 8 年 7 月

課 長

課長補佐

掛 長

設 計

6 枚の内 2 号

特-O 1

京都大学宇治地区事務部

● 空気調和設備

○設計温度	<table><tr><td></td><td colspan="2">外 気</td><td colspan="2">屋 内</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2">一般系統</td></tr><tr><td></td><td>温度</td><td>湿度</td><td>温度</td><td>湿度</td></tr><tr><td>夏 季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬 季</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※各種機器表に記載の条件とする		外 気		屋 内			一般系統		一般系統			温度	湿度	温度	湿度	夏 季					冬 季				
	外 気		屋 内																							
	一般系統		一般系統																							
	温度	湿度	温度	湿度																						
夏 季																										
冬 季																										
○鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]	鋼板厚 (○3、2mm ○4、5mm)																									
○ダクト (第3編1.14.1 ～3) [第3編1.2.1]	● 低圧ダクト (●コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ● スパイラルダクト (●低圧 ○) ○ 高圧1ダクト (範囲は図示による。)																									
○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	(1) 内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるスパライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で漏洩内貼付したチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。																									
○ダンパー (第3編1.15.6 ～14) [第3編1.3.1]	(1) 防煙ダンパー 運轉方式 遠隔運轉式 (定格入力0.24V) (2) ピストンダンパー 運轉方式 遠隔式																									
●配管材料 (第2編2.1.1 ～2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1>	配管材料は (●下記による。 ○図示による。) (1) 蒸気管 給気管 ○ 送管 ○ (2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ● (屋内) カラーVP (屋外) HVP (6) 冷媒管 ●冷媒用被覆断熱銅管																									
○弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.1.1]	○図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJVS K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (付・通) には、ボール弁を取付ける。 ○																									
○油面制御装置 (第2編2.3.5)	制御盤には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○減油警報 ○過満警報) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。																									
●保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ～2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]	標準仕様書第2編 3. 1. 4によるほか、次による。 ○蒸気通り管の保温 (屋内露出は除く。) ○蒸気ダクトの保温 (保温の厚さ25mm) ○外気ダクトの保温 (保温の厚さ25mm) ○配管管及び配管タンクよりボイラー等への供給水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 4の温水管の項による。 ○空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 5の排水管の項による。 ●冷媒管の保温外貼は次による。 ○図示による ●屋外露出箇所 (●合成樹脂製カバー) ●屋外露出箇所 (●ステンレス鋼板)																									

○ 換気設備

○ダクト (第3編1.14.1 ～3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ～4>	○低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト (○低圧 ○) ○高圧1ダクト (範囲は図示による。) ○扇風機系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編 2. 2. 2のダクトの板厚の項より1番手厚いものとする。(範囲は図示による。)
○ダンパー (第3編1.15.6 ～14) [第3編1.3.1]	(1) 防火ダンパー 手動復元形
○シールする排気ダクトの系統	○厨房系統 ○浴室 (シャワー室、脱衣所を含む) ○
○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	(1) 内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。
○保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]	○全熱交換ユニット用の外気取入れダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。 ○全熱交換ユニット用の排気用ダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。 ○ (○厨房 ○浴室) の隔壁部ダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。 ○外気取入れ0Aダクトは全て保温を行う。

○ 排煙設備

○ダクト (第3編1.14.1 [第3編1.2.1] ○排煙口の形式	○亜鉛鉄板 ○普通鋼板 (厚1、5mm) ○パネル形 (○天井取付 ○壁取付) ○スリット形 (○天井取付 ○壁取付) ○ダンパー形 (○天井内取付 ○) ○電気式 (遠隔操作 ○要 ○不要) 建築設備定期検査業務基準書 2016年版 (一附) 日本建築設備・丹陽機センター) の排煙風量の検査方法に準じる。
○排煙口開放及び復元方式 ○排煙風量測定	別図による。 ●システム構成 その他 ●電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]

● 自動制御設備

○システム構成 その他 ●電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]	別図による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
--	--

○ 衛生器具設備

○自動洗浄装置及びその組み込み小機器 ○自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1] ○衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]	○個別感知フラッシュ方式 () ○AC電源 ○自己発電 ○ 別図による。
---	---

○ 給水設備

○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	配管材料は (○下記による。 図示による。) (1) 一般配管 ○SGP-VB (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) (2) 地中埋設配管 ○SGP-VB ○ (3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は (○) とし、他の部分は (1) による。
○量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]	○最ナナ (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○N' A3式)) (○買取り ○) ○チナナ (○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (○電文式 ○N' A3式)) (○買取り ○) ○水道事業者指定品 (○ 買取り ○ 買取り) ○標準図M C形
○量水器 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]	○図面に特記なき場合の耐圧は、10K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の耐圧は、10K とする。 ○埋設部は、埋設用青鋼弁とする。
○弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.2.1]	○
○水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]	埋設深さ (管の上端深さ) は原則として、 車両通行部分は (○600mm ○ mm) 、その他の部分は (○300mm ○ mm) 以上とする。
○建築物導入部	○建築物導入部の配位収収方法は、標準図 (建築物導入部の配位収収配管表) による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○別図による。
○引込納付金等	○要 (○本工事 () ○別途) ○不要

○ 排水設備

○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1>	配管材料は (○下記による。 図示による。) (1) 屋内 汚水管 ○ 雑排水管 ○ 通気管 ○ ダクト管 ○ (2) 屋外 第一軒まで ○ 別図による。
○台所流し等の排水管	図示の位置に取り付ける。 ○要 (本工事 () ○別途) ○不要
○排水試験機手	
○放流納付金等	

○ 給湯設備

○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	配管材料は (○下記による。 図示による。) ○
○弁類 (第2編2.2.1 ～6) [第2編2.2.1]	○図示による。(特記なき場合の耐圧は、10K とする。) ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 湯沸器の給排気管 (二重管) の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編 3. 1. 5表 2. 3. 5の h・(f)・(g) とする。
○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]	

○ 消火設備

○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	配管材料は (○下記による。 図示による。) (1) 屋内消火栓 一般 ○ 地中 ○ (2) 連結消火栓 一般 ○ 地中 ○ (3) ○
○屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]	○広範囲型2号消火栓 ○ 易操作性1号消火栓 ○1号消火栓 ○2号消火栓
○屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]	○10K
○地中埋設配管の接合	外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。
○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]	○屋外露出部分 ○有 (○2・Ⅳ・Ⅶ ○) ○無
○不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]	別図による。
○ハロン消火設備	別図による。

○ ガス設備

●配管材料 (第5編2.1.1) [第5編2.1.1] (第5編3.1.1)	配管材料は (●下記による。 図示による。) ●都市ガス 一般ガス専管事業者の供給規定による。 ●液化石油ガス
○メーター (第5編2.1.7) [第5編2.1.1]	○親メーター (○実測式 ○バルブ式) (○買取り ○) ○子メーター (○実測式 ○バルブ式) (○買取り ○)
○ガス漏れ警報器 (第5編2.1.3) [第5編2.1.1]	○本工事 (図示による) ○別途工事 外部警報端子 (○無 ○有)

○ 医療ガス設備工事

○一般事項 (第11編1.1.1 ～3)	1) ガスの種別は、下記による。 ○ 酸素 ○ 亜酸化窒素 (笑気) ○ 治療用空気 ○ 二酸化炭素 ○ 吸引 (○ 水封式 ○ 油目板式) ○ 麻酔ガス排除 (排ガス) ○ 圧縮空気 (○ 治療用 ○ 手術機器駆動用) ○ 手術器械駆動用窒素
○機 材 (第11編2.1.1 ～3)	
○施 工 (第11編2.2.1)	

○ 特殊ガス等設備工事

○一般事項 <第5編1.1.1 ～2>	1) ガスの種別は、下記による。 ○ 酸素ガス (○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス回収 (○高純度 ○一般) ○ 水素ガス (○高純度 ○一般) ○ 酸素ガス (一般) ○ アルゴンガス (○高純度 ○一般) ○ 炭酸ガス (一般) ○ 圧縮空気 (○高純度 ○一般) ○ 圧縮空気 (空気圧縮機)
○機 材 <第5編2.1.1 ～2.4.3> ○施 工 <第5編3.1.1 ～1.2.8>	

○ 雨水利用設備

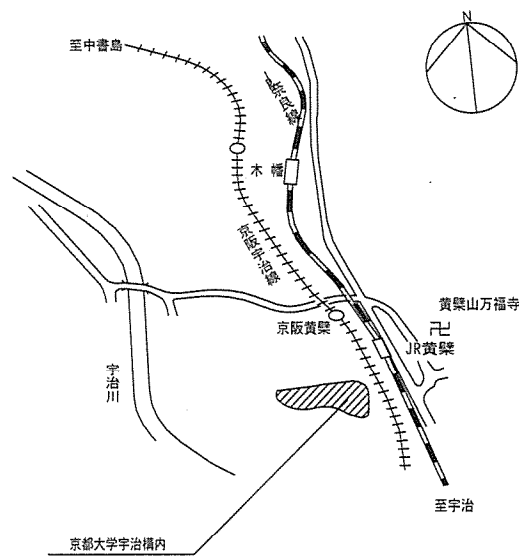
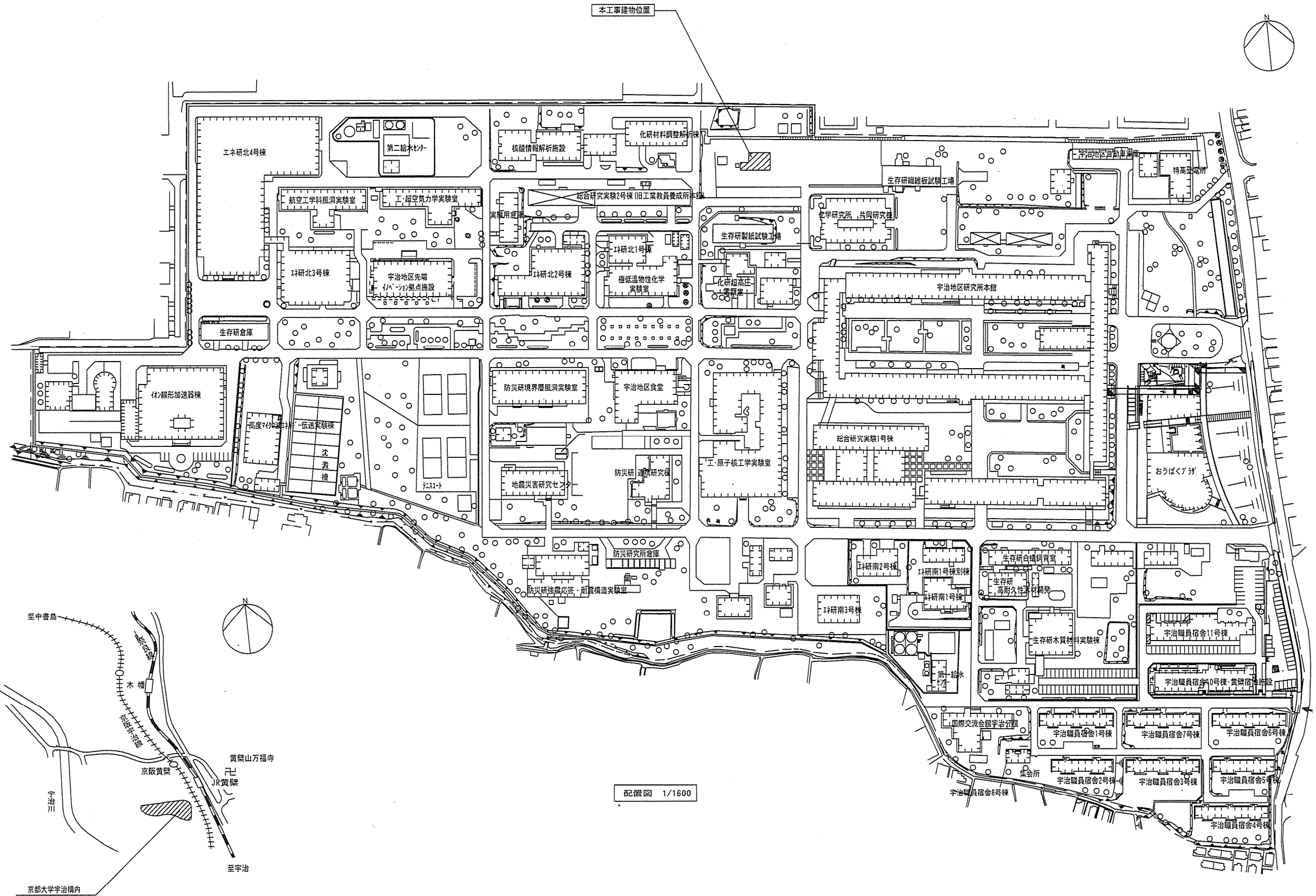
○システム構成 その他 ○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] ○量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1] ○弁類 (第5編1.9.1) [第5編1.1.1]	別図による 配管材料は (○下記による。 図示による。) (1) 一般配管 ○ (2) 集水管 ○ ○現地表示式 (直読式) ○ 遠隔表示式 (バルブ式) ○図面に特記なき場合の耐圧は、5K とする。
---	---

● 撤去工事

●撤去内容 [第1編4.1.1 ～4.2.4] ○発生材の処理等 [第1編5.1.1 ～2]	図示による。 発生材の処理は、下記による (1) 引渡しを要するもの 1) 品 名 3) 集積場所 2) 引渡し先 4) 集積方法 (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品 名 2) 処理方法 (3) 現場において再利用するもの 1) 品 名 2) 使用場所 (4) 再生資源化するもの 1) 品 名 受入場所 (5) その他の発生材 1) 品 名 2) 処理方法 発生した場合 ※法令に基づき適正に処理すること。
---	--

○ 空気調和設備

機器・材料の指定 ※グリーン購入法適合のこと。			
種 別	機 材 名	製 造 業 者 名	
空気調和設備	電気式ヒートポンプ エアコン	日立グローバルライフソリューションズ (株) 三菱電機住環境システムズ (株)	



凡例	
	本工事建物

工事名 京都大学（宇治）DASH植物育成サブシステム空調設備改修工事		令和 8 年 7 月		6 枚の内 4 号	図面番号 M - 0 2
図面名称 配置図・付近見取り図	縮尺 A3: 1/1600			施設環境課長	
		京都大学宇治地区事務部			

既設機器表

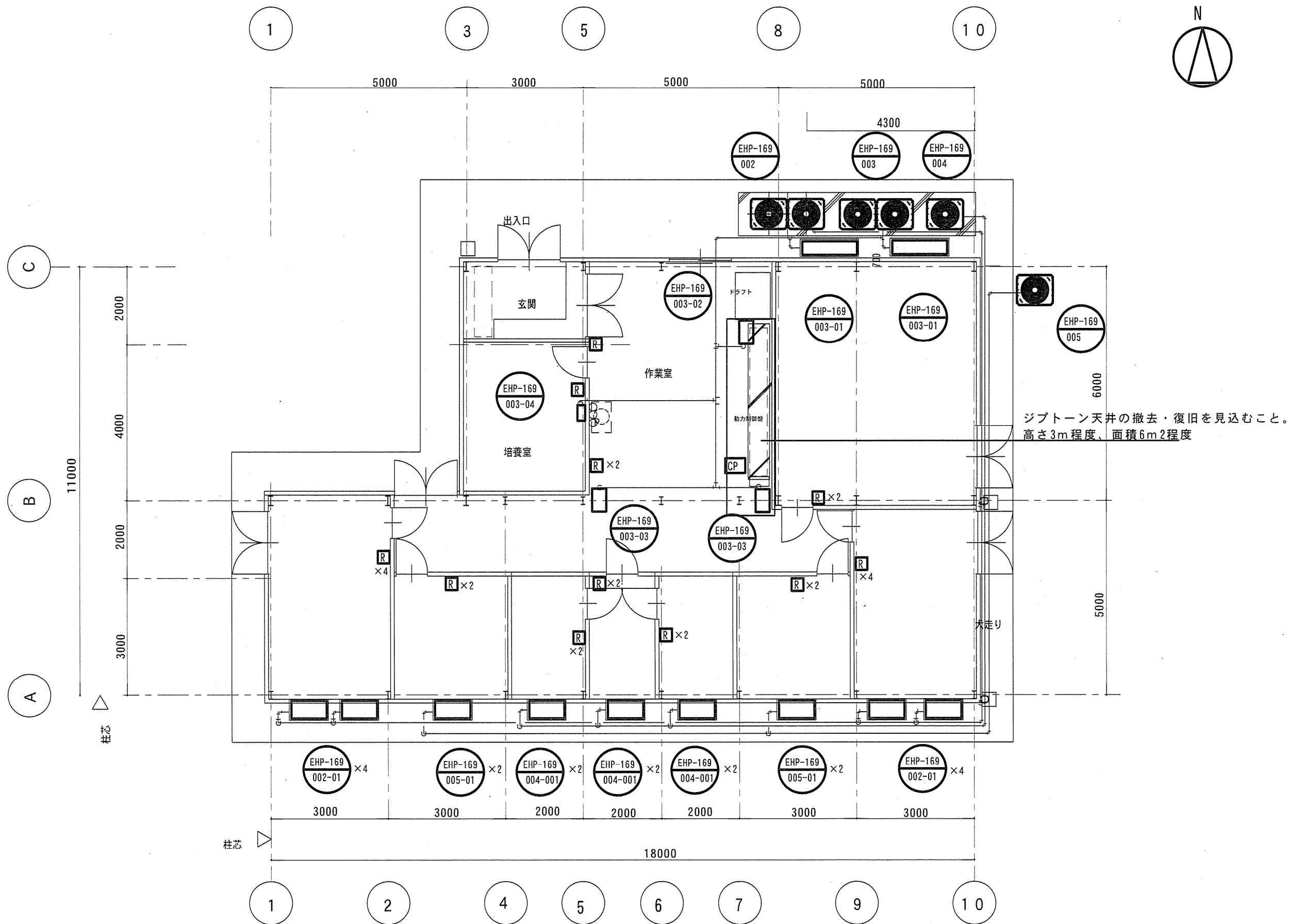
記号	機器名称	機 器 仕 様	動力		台数	備 考
			電圧 φ-V	容 量 kW		
EHP-169-002	ビ ル用マダ室外機	冷房能力56.0kW暖房能力63.0kW	3-200	17.68	1	PUHY-HP560SCM-E1
EHP-169-002-01	床置き室内機	冷房能力5.6kW暖房能力6.3kW	1-200	0.095	8	PFFY-P56LRM-E1
EHP-169-003	ビ ル用マダ室外機	冷房能力45.0kW暖房能力50.0kW	3-200	13.12	1	PUHY-HP450SCM-E
EHP-169-003-01	床置き室内機	冷房能力7.1kW暖房能力8.0kW	1-200	0.12	2	PFFY-P71LRM-E1
EHP-169-003-02	天吊り室内機	冷房能力5.6kW暖房能力6.3kW	1-200	0.11	1	PCFY-P56GM-E1
EHP-169-003-03	天吊り室内機	冷房能力11.2kW暖房能力12.5kW	1-200	0.18	2	PCFY-P112GM-E1
EHP-169-003-04	壁掛け室内機	冷房能力3.6kW暖房能力4.0kW	1-200	0.06	1	PKFY-P36GM-E1
EHP-169-004	ビ ル用マダ室外機	冷房能力28.0kW暖房能力31.5kW	3-200	8.61	1	PUHY-HP280SCM-E
EHP-169-004-01	床置き室内機	冷房能力5.6kW暖房能力6.3kW	1-200	0.095	6	PFFY-P56LRM-E1
EHP-169-005	ビ ル用マダ室外機	冷房能力28.0kW暖房能力31.5kW	3-200	8.61	1	PUHY-HP280SCM-E
EHP-169-004-01	床置き室内機	冷房能力7.1kW暖房能力8.0kW	1-200	0.095	4	PFFY-P71LRM-E1
R	リモコン				24	PAR-F28ME
CP	集中リモコン		1-100	0.15	1	CB-E50K

改修機器表

記号	機器名称	機 器 仕 様	動力		台数	備 考
			電圧 φ-V	容 量 kW		
EHP-169-002	ビ ル用マダ室外機	冷房能力56.0kW暖房能力63.0kW	3-200		1	
EHP-169-002-01	床置き室内機	冷房能力5.6kW暖房能力6.3kW	1-200		8	
EHP-169-003	ビ ル用マダ室外機	冷房能力45.0kW暖房能力50.0kW	3-200		1	
EHP-169-003-01	床置き室内機	冷房能力7.1kW暖房能力8.0kW	1-200		2	
EHP-169-003-02	天吊り室内機	冷房能力5.6kW暖房能力6.3kW	1-200		1	
EHP-169-003-03	天吊り室内機	冷房能力11.2kW暖房能力12.5kW	1-200		2	
EHP-169-003-04	壁掛け室内機	冷房能力3.6kW暖房能力4.0kW	1-200		1	
EHP-169-004	ビ ル用マダ室外機	冷房能力28.0kW暖房能力31.5kW	3-200		1	
EHP-169-004-01	床置き室内機	冷房能力5.6kW暖房能力6.3kW	1-200		6	
EHP-169-005	ビ ル用マダ室外機	冷房能力28.0kW暖房能力31.5kW	3-200		1	
EHP-169-004-01	床置き室内機	冷房能力7.1kW暖房能力8.0kW	1-200		4	
R	リモコン				24	
CP	集中リモコン		1-100		1	電気使用量の課金システムを含む

注記）

1. 既設配管・配線を再利用し接続する。
2. 既設冷媒管の接続は、火無し継手及び同用保温材を使用し、火無し工法とする。
3. グリーン購入法調達基準適用
4. 本施設は遺伝子組み換え植物育成の温室のため入室の際には監督職員の指示に従うこと。
5. 既設集中リモコン（三菱電機CBE50K）からデータ回収（空調設定・課金システム等）すること。
6. 室外機転倒防止対策を行うこと。
7. 室外機は防振ゴムパッド付属とする。
8. 室外機にカッティングテープにて系統名を表示する。
9. ラッキングは室外機根元まで行う。（冷媒管等が露出しないようにすること。）



平面図 S-1/100

太線は本工事とする。
※床置き型室内機はステンレス製箱内設置のためボックスの撤去復旧を見込むこと。

工事名 京都大学（宇治）DASH植物育成サブシステム空調設備改修工事		令和 8 年 7 月		6 枚の内 6 号	図面番号 M-04
図面名称 平面図		縮尺 A3: 1/100		施設環境課長 	
京都大学宇治地区事務部					